

都市公園内行為許可及び減免の処理基準

1 申請者区分（相模原市都市公園条例施行規則第7条第7項）

(1) 市、国、県

- ア 各種行政機関による行為の場合に適用する。
- イ 学校教育法に規定する団体による行為の場合に適用する。ただし、私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人を除く。
学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する団体は、次のとおりとする。
同法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校。同法第124条に規定する専修学校。同法第134条に規定する各種学校。
- ウ 市、国及び県が設置する市内の社会福祉法に規定するすべての団体に適用する。
- エ 実行委員会方式による行為の場合、実質的にその事務局等を行政機関が担い、行政目的遂行のための行為である場合は、主催と同等の扱いとする。

(2) 市行政と密接な関係を有する公共的団体又は指定管理者

- ア アダプト活動団体、自治会及びその他これに類する団体に適用する。
その他これに類する団体とは、自治会に關係する子供会、婦人会、老人会並びにマンション管理組合、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年会議所、体育協会等をいい、これらの団体で構成する実行委員会、協議会等を含む。
- イ 私立学校法に規定する学校法人による行為の場合に適用する。
私立学校法に規定する学校法人は、次のとおりとする。
私立学校法第3条に規定する学校法人。
- ウ 社会福祉法に規定するすべての団体、各種障害者団体及びその他これに類する団体に適用する。ただし、市、国及び県が設置するものを除く。
その他これに類する団体とは、認定保育室等をいう。
- エ 市が共催、後援又は協賛する行事又は事業である場合に適用する。なお、市の共催、後援又は協賛による行為の場合は、これを証明するに足る書類を申請書に添付させる。

(3) その他

- ア 各種目別競技団体（体育協会の傘下団体は除く。）各種協同組合及び有志のサークルは「その他の申請者」を適用する。
- イ 包括連携協定など市が施策実現のために協定を結んでいる企業又は大学等に適用する。
- ウ 前項各号及び本項ア、イに規定した団体以外の団体及び個人の申請者に適用する。

申請者区分による減免率

申請者区分	減免率
(1) 市、国、県	50%
(2) 市行政と密接な関係を有する公共的団体又は指定管理者	100%
(3) その他	その都度定める率

営利目的の事業については、申請者区分による減免規定は適用しない。

2 行為の内容別区分（相模原市都市公園条例第3条第1項）

(1) 露天商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

ア 展示会、展覧会、植木市、物産展、盆栽展等に付随する販売行為

(ア) 「主たる行為」に付随する販売行為に限る。

(イ) 「その他の申請者」が行うところの「物品の販売、その他これらに類する行為」については、原則として許可しない。ただし、企画書等により、地域振興に寄与し、社会福祉に貢献するものと認められる場合や市の施策等に位置付けのある事業を実施する場合には、許可することができる。

イ バザー、フリーマーケット、その他これらに類する行為

(ア) 「その他の申請者」が行う場合は原則として許可しない。ただし、「申請者区分(2)」が共催、後援し、又は協賛する場合には許可することができる。

(イ) 資源の有効活用を目的に開催する場合に限る。

ウ 募金・署名活動・ピラ配り

(ア) 「その他の申請者」が行う場合は原則として許可しない。ただし、「申請者区分(2)」が共催、後援又は協賛する場合には許可することができる。

(イ) 申請に際して、活動の趣旨、内容等が明確に判断できる資料の提出を義務付ける。

エ 慈善事業

(ア) 「その他の申請者」が行う場合は原則として許可しない。ただし、「申請者区分(2)」が共催、後援し、又は協賛する場合には許可することができる。

(イ) 慈善事業とは、その目的に沿って利益の全額を寄付するような事業をいう。

(ウ) 許可に際しては、事業の収支決算報告書の提出を義務付ける。

行為許可及び減免一覧表（露天商、行商、募金その他これらに類する行為をすること）

行為内容	公園 種別 ・ 減免率	申請者区分				許可要件
		(1) 市・国・県	(2)		(3) その他	
			自治会等	アダプト団体		
ア 展示会、展覧会、植木市、物産展、盆栽展等に付随する販売行為	街 区				×	「(3)その他」が主体で行うもので地域振興に寄与し、社会福祉に貢献するものと認められる場合には、許可することができる。 「(3)その他」が主体で行うもので、市の施策等に位置付けのある事業を実施する場合には、許可することができる。
	その他				×	
	減免率	50%	100%	100%	注	
イ バザー、フリーマーケット、その他これらに類する行為	街 区				×	「申請者区分(2)」が共催、後援し、又は協賛する場合には許可することができる。
	その他				×	
	減免率	50%	100%	100%	0%	
ウ 募金・署名活動・ピラ配り	街 区				×	「申請者区分(2)」が共催、後援し、又は協賛する場合には許可することができる。
	その他				×	
	減免率	50%	100%	100%	0%	
エ 慈善事業	街 区				×	「申請者区分(2)」が共催、後援し、又は協賛する場合には許可することができる。
	その他				×	
	減免率	50%	100%	100%	0%	

(:条件付許可 ×:不許可)

・街区公園については、地域住民及びアダプト活動実施団体の承諾を条件とする。

注 許可する場合は、減免率をその都度定めるものとする。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

ア 業として行うテレビ、ビデオ、映画、写真等の撮影

(ア) 業として行う各種撮影で一時占用を伴うものに適用する。

(イ) 新聞、雑誌、テレビ等において、公園施設の情報提供を目的とする撮影の場合は、企画書等の事前提出を条件として、自由利用とする。

(ウ) 販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影等にも適用する。

(エ) 報道及び行政機関が行う広報を目的とする取材のための撮影は許可手続を要せず、自由利用とする。

イ 写真撮影会、写真教室等

(ア) 会費を徴収して行う写真撮影会、写真教室等に適用する。

(イ) モデル・セット等を配置して、公園の全部又は一部を独占的に使用して行う各種撮影行為は、業とみなす。

行為許可及び減免一覧表（「業として写真又は映画を撮影すること」）

行為内容	公園 種別 ・ 減免率	申請者区分				許可要件
		(1) 市・国・県	(2)		(3) その他	
			自 治 会 等	ア ダ プ ト 団 体		
ア 業として行うテレビ、 ビデオ、映画、写真等 の撮影	街 区					・複数の行為にわたると判断される場合、行為区分毎に課金する。
	その他					
	減免率				0%	
イ 写真撮影会、写真教室 等	街 区				×	
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	

(:条件付許可 ×:不許可)

・街区公園については、地域住民及びアダプト活動実施団体の承諾を条件とする。

・空欄の区分については、行為の内容から申請が提出される可能性がないと考えられるもの。

(3) 興行をすること。

ア 営利を目的とした演劇・音楽会等

(ア) 営利を目的とした演劇・音楽会等とは、有料興行で入場料収入を目的としたものを対象とし、行政機関の後援、協賛等を受けたものを行うもののみ許可する。

イ 実費負担程度の入場料金を徴して行う演劇、音楽会等

(イ) 近隣住民の迷惑になるもの又はその公園の特性にそぐわないと判断されるものは、許可しない。

(イ) 入場料金を徴しないで行う演劇、音楽会等は、「(4)キ 演劇、音楽会等(無料)」の項を適用する。

行為許可及び減免一覧表(「興行をすること」)

行為内容	公園 種別 ・ 減免率	申請者区分				許可要件
		(1) 市・国・県	(2)		(3) その他	
			自治会等	アダプト団体		
ア 営利を目的とした演劇・音楽会等	街 区			×	×	行政機関の後援、協賛等を受けたもののみ許可。
	その他			×	×	
	減免率			0%		
イ 実費負担程度の入場料金を徴して行う演劇、音楽会等	街 区	×		×	×	
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	

(:条件付許可 ×:不許可)

・街区公園については、地域住民及びアダプト活動実施団体の承諾を条件とする。

・空欄の区分については、行為の内容から申請が提出される可能性がないと考えられるもの。

(4) 展示会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

ア 展示会、展覧会、品評会等

- (ア) 本項の定義する展示会、展覧会等は、販売行為を伴わないものに限る。販売行為を伴う場合は、「(1)ア 展示会、展覧会、植木市、物産展、盆栽展等に付随する販売行為」の項を適用する。

イ 競技会、運動会、マラソン大会、体力測定会等

- (ア) 街区公園における利用は市内の保育園、幼稚園、アダプト活動団体、自治会及びその他これに類する団体に限る。
(イ) 体力づくりトレーニング等内容が軽易なものは、自由利用とする。

ウ 野球、ソフトボール、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー、ゴルフ、テニス等の球技

- (ア) 施設整備がされている場合を除いて、公園の広場において、野球、ソフトボール、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー、ゴルフ、テニス等の球技の練習、試合、教室その他これらに類する行為を行うため 公園の全部又は一部を独占的に使用することは、原則として許可しない。

ただし、当該公園のアダプト活動団体、自治会及びその他これに類する団体が、不許可事項に抵触しない範囲で練習のため使用する場合は、アダプト活動団体及び地域住民の同意を得ることを条件に許可することができる。

- (イ) 地域住民が行うゲートボール等軽易な球技の練習については、自由利用とする。

エ 祭礼・盆踊り

- (ア) 街区公園の広場における実施は、自治会及びその他これに類する団体に限る。
(イ) 宗教団体の行う布教を目的とした祭礼は許可しない。

オ 集 会

- (ア) 演説会、講演会その他これらに類する集会に適用する。
(イ) 宗教団体の行う布教を目的とした集会は許可しない。

カ 写生大会、オリエンテーリング、ウォークラリー等

- (ア) この区分に該当する行為については、「その他の申請者」によるもの以外は原則として自由利用とする。ただし、公園の全部又は一部を独占的に使用する場合には、申請を要する。
(イ) オリエンテーリング、ウォークラリー等で工作物を広範囲に設ける場合については、申請を要する。受付用テント程度の場合は申請を必要とない。

キ 演劇・音楽会等（無料）

- (ア) 入場料金を徴せずに行う演劇、音楽会等は、本項を適用する。
(イ) 近隣住民の迷惑になるもの又はその公園の特性にそぐわないと判断されるものは、許可しない。

ク 駐 車

- (ア) 公園駐車場以外の場所での車の駐車については、原則として許可しない。ただし、他の行為許可等に伴うもので、特にやむを得ないと判断されるものは許可することができる。この場合、使用料の減免については、当該行為の減免基準を準用する。
- (イ) 相模大野中央公園の多目的広場については、隣接する複合文化施設の事業実施のため、また、遠足等公園利用上特にやむを得ないと判断される場合に限って、駐車を認めることができる。なお、検診車の駐車は、車両による占用面積に加えて、作業スペース分として一台当り5㎡を加算して徴収することとする。

行為許可及び減免一覧表

(「展示会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること」)

行為内容	公園 種別 ・ 減免率	申請者区分				許可要件
		(1) 市・国・県	(2)		(3) その他	
			アダプト 自治会等 団体	その他		
ア 展示会、展覧会、品評会等	街区				×	・販売行為を伴わないものに限る。
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	
イ 競技会、運動会、マラソン大会、体力測定会等	街区	×		×	×	
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	
ウ 野球、ソフトボール、サッカー、アメリカンフットボール、ラグビー、テニス等の球技	街区	×	×	×	×	・施設整備されている公園を除く。
	その他	×	×	×	×	
	減免率					
エ 祭礼・盆踊り	街区				×	
	その他				×	
	減免率		100%			
オ 集会	街区					
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	
カ 写生大会、オリエンテーリング、ウォークラリー等	街区					
	その他					
	減免率				0%	
キ 演劇・音楽会等(無料)	街区					
	その他					
	減免率	50%	100%	100%	0%	
ク 駐車	街区	×	×	×	×	・他の行為許可等に伴うもので、特にやむを得ないと判断されるものは許可
	その他	×	×	×	×	
	減免率					

(:条件付許可 ×:不許可 :自由利用)

- ・街区公園については、地域住民及びアダプト活動実施団体の承諾を条件とする。
- ・空欄の区分については、行為の内容から申請が提出される可能性がないと考えられるもの。

(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

ア 花火、キャンプファイヤー等

(ア) 「その他の申請者」が行う場合は、原則として許可しない。

(イ) その他の行為に付随して行う場合、次の条件を付して許可することができる。

消防法に基づく必要手続きを行い、これを確認できる書類を提出し、且つ安全対策を講じること。企画書等、不許可事項に抵触しないことが確認できる書類を提出すること。

(ウ) 市販の子供用花火を使って地域の住民がグループ・個人で行うもので危険性がなく、他の公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないものについては、原則として自由利用とする。

イ 防災訓練

(ア) 消火訓練等における火気の使用を許可する。

(イ) 火、消火器を使用しない単なる避難訓練のみの場合は、自由利用とする。

(ウ) 消防車等による放水訓練の場合は申請が必要となる。また、防災訓練に付随した消防車両の乗入れについては認めることができる。

行為許可及び減免一覧表（「花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること」）

行為内容	公園 種別 ・ 減免率	申請者区分				許可要件
		(1) 市・国・県	(2)		(3) その他	
			自治会等	アダプト団体		
ア 花火、キャンプファイヤー等	街区				×	・消防法に基づく必要手続きを行い、これを確認できる書類を提出し、且つ安全対策を講じること。企画書等、不許可事項に抵触しないことが確認できる書類を提出すること
	その他				×	
	減免率	50%	100%	100%		
イ 防災訓練	街区					・火、消火器を使用しない単なる避難訓練のみの場合は、自由利用とする。
	その他					
	減免率	100%	100%	100%		

(:条件付許可 ×:不許可)

・街区公園については、地域住民及びアダプト活動実施団体の承諾を条件とする。

3 不許可事項

次のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。

- (1) 申請者の記載事項に虚偽があったとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (3) 過去の利用実績において、条例若しくは施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合。
- (4) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる器具等を使用する場合であって、これに対する対策が十分でないもの。
- (5) 公園利用者及び近隣住民に危険生じさせるおそれのあるもの又は他人に迷惑を及ぼすもの。
- (6) その公園の特性にそぐわないもの。
- (7) 宗教団体の行う布教目的の祭礼及び集会等に該当するもの。
- (8) 公園施設の全部または一部を独占的に使用して行うもので、1カ月に複数回以上定期的に行うもの。

4 その他

- (1) 「行為の内容別区分」において、複数の行為にわたると判断される場合には、原則として各行為区分の適用項目に係る公園使用料をそれぞれ徴収する。

ただし、行為の内容により主たる行為に付随する行為と認められる場合には、主たる行為に係る公園使用料のみを徴収する。

< 複数の行為にわたると判断される場合の具体例 >

- ・ 雑誌に掲載する目的で、公園内の駐車場を400㎡占用し、カメラ3台を使用して自動車の撮影を行う場合
@7円 × 400㎡ + @750円 × 3台
(占用使用料) (写真撮影料)

- (2) 街美化アダプト活動を実施している公園を使用する場合には、申請者が使用許可申請前に、実施団体の長の内諾を得なければならない。
- (3) 許可基準を別に定める公園については、その基準を優先する。
- (4) 災害やテロ対策、防犯活動等の市民の安全安心を守るために公園内を使用する場合は自由利用とする。

附 則

この処理基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この処理基準は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

以 上